

選告示第16号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第15条の表の地方書記長の項中「**地方事務所長**」を

「**地域振興局長**」に改め、同表の地方書記長補佐の項中

「**地方事務所副所長**」を「**地域振興局副局長**」に改め、

同表の選挙主幹の項中「**地方事務所地域政策課長**」を

「**地域振興局企画振興課長**」に改め、同表の主査の項中「地方事務所地域政策課」を「地域振興局総務管理課」に、「企画振興係長並びに」を「並びに企画振興課の」に改め、同表の主任の項及び主事の項中「地方事務所地域政策課」を「地域振興局企画振興課」に改める。

選挙管理委員会

選告示第17号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

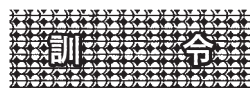
長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第2中「**上小**」を「**上田**」に、

「**下伊那**」を「**南信州**」に、

「**北安曇**」を「**北アルプス**」に改める。

選挙管理委員会



長野県訓令第9号

本庁内部部局  
現地機関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

第3条第2項中「行政改革課長」を「コンプライアンス・行政経営課長」に改める。

情報政策課

長野県訓令第10号

本庁内部部局  
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の協同組合長野県商工振興会の項の次に次のように加える。

長野県次世代ヘルスケア産業推進協議会 副会長

本則の1の表の長野技能五輪ムーブメント推進委員会の項を削り、同表の「スノーリゾート信州」プロモーション委員会の項中

「**事務局長**」を

「**運営委員長 事務局長**」に改め、同表の長野県農業共

済組合連合会の項中「**長野県農業共済組合連合会**」を

「**長野県農業共済組合**」に改め、同表の長野県管理指

導事業推進委員会の項を次のように改める。

長野県管理運営体制強化委員会 委員

本則の1の表の長野県換地等促進事業推進委員会の項を次のように改める。

長野県受益農地管理強化委員会 委員

本則の1の表の長野県漁業信用基金協会の項を削り、同表の長野県県産材振興対策協議会の項中「**顧問**」を

「**顧問 理事**」に改め、同表の長野県治水砂防協会の項

の次に次のように加える。

長野県砂防ボランティア協会	事務局長
公益社団法人日本地すべり学会中部支部	幹事長

本則中「2 地方事務所長」を「2 地域振興局長」に改める。  
 本則の2の表の(地区)税務協議会の項及び長野県建築物防災協会支部の項から一般社団法人長野県建築士事務所協会支部の項までを削る。

本則の4の表に次のように加える。

長野県建築物防災協会支部	支部顧問
一般社団法人長野県建築士会支部	支部顧問
一般社団法人長野県建築士事務所協会支部	支部顧問

本則の5の表の信州まつもと空港利用促進協議会の項の次に次の

ように加える。

(地区)税務協議会	副会長 顧問 理事
-----------	-----------

本則の5の表の地区勤労青少年福祉推進者連絡協議会の項を削り、同表の長野県農業共済組合連合会の項中

「長野県農業共済組合連合会」を

「長野県農業共済組合」に改め、同表に次のように加える。

長野県治水砂防協会支部	参与 顧問
長野県土尻川治水砂防協会	参与

人事課コンプライアンス推進室

### 長野県訓令第11号

本庁内部部局  
現 地 機 関

長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

別表中 「農業政策課長 地方事務所長」 を 「農業政策課長 地域振興局長」 に、「地方事務所長」 を 「地域振興局長」 に、

地方事務所長印 (納税証明専用)	地方事務所 税務課長	方21	長野県 何々地方事務所 長 印 納 税 証 明 専 用
地方事務所長印 (県税電算専用)	税務課長	方20	長野県 地 方 事 務 所 長 印 県 税 電 算 専 用

を

県税事務所長印 (県税電算専用)	税務課長	方20	長野県 県 税 事 務 所 長 印 県 税 電 算 専 用
保健所長印 (小児慢性特定疾病医療 受給者証専用)	保健所長	方10	長野県 何々保 健 所 長 印

に、

地方事務所現金取扱員印 (県税等領収専用)	出納員	直径20		を
--------------------------	-----	------	--	---

県税事務所(東信県税事務所、南信県税事務所、中信県税事務所及び総合県税事務所に限る。)現金取扱員印 (県税等領収専用)	出納員	直径20		に改める。
県税事務所(東信県税事務所上田事務所、南信県税事務所諏訪事務所、南信県税事務所飯田事務所、中信県税事務所木曾事務所、中信県税事務所大町事務所及び総合県税事務所北信事務所に限る。)現金取扱員印 (県税等領収専用)	出納員	直径25		

情報公開・法務課

長野県訓令第12号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

第6条第2項中「、地方事務所」を「、地域振興局」に、「地方事務所等」を「地域振興局等」に改め、同条第3項中「地方事務所等」を「地域振興局等」に改める。

第21条第3項、第26条第3項、第43条第2項第1号、第49条第2項及び第56条第1項中「地方事務所等」を「地域振興局等」に改める。

別表第1の2中「(1) 地方事務所」を「(1) 地域振興局」に改める。

別表第3の1の総務部の項中

人事課コンプライアンス推進室	人コ	を
コンプライアンス・行政経営課	コ行	に、
行政改革課 総務事務課	行革 総事	を
総務事務課	総事	に改め、同

1の林務部の項中

森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	森推鳥	を
森林づくり推進課全国植樹祭推進室	森推全	
森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	森推鳥	に改め、同
1の建設部の項中		
建築住宅課	建住	を
都市・まちづくり課全国都市緑化信州フェア推進室	都全	に改め、同
建築住宅課	建住	
表の2中		
東京事務所 短期大学 佐久地方事務所 上小地方事務所 諏訪地方事務所 上伊那地方事務所 下伊那地方事務所 木曾地方事務所 松本地方事務所 北安曇地方事務所 長野地方事務所 北信地方事務所	東事 短大 佐地 上小地 諏地 上伊地 下伊地 木地 松地 北安地 長地 北信地	を

長野県知事 阿部 守一

別表第1の企画振興部の項中「総務係」を

「総務係 地方創生・計画係 調整・分権係」に改め、同表の

県民文化部の項中「国際化推進係」を「国際交流係 多文化共生係」に、「ひとり親係」を「家庭支援係」に改め、同表の健康福祉部の項中「医療福祉係」を「県立病院・医療福祉係」に、「看護係 県立病院・医療施設係」を「看護係」に改め、同表の観光部の項中

山岳高原観光課	総務係 企画経理係 山岳高原観光係
観光誘客課	おもてなし推進係 観光プロモーション係

を

山岳高原観光課	総務係 企画経理係 山岳高原観光係
---------	-------------------

に改め、同表の林務部の項中「担い手育成係」を「担い手係」に、「経営普及係」を「林業経営支援係」に改め、同表の建設部の項中「治水第一係 治水第二係」を「治水係」に、「景観係 全国都市緑化フェア準備係」を「景観係」に改める。

別表第4の佐久地方事務所の項から北信地方事務所の項までを次のように改める。

佐久地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係 地域整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 治山林道係 治山係
商工観光課	振興係 工業係	
上田地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
商工観光課	振興係 工業係	
諏訪地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
商工観光課	振興係 工業係	
上伊那地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 治山林道係 治山係
商工観光課	振興係 工業係	

佐久地域振興局	佐地
上田地域振興局	上田地
諏訪地域振興局	諏地
上伊那地域振興局	上伊地
南信州地域振興局	南地
木曾地域振興局	木地
松本地域振興局	松地
北アルプス地域振興局	北ア地
長野地域振興局	長地
北信地域振興局	北信地
東京事務所	東事
東信県税事務所	東税
東信県税事務所上田事務所	東税上
南信県税事務所諏訪事務所	南税諏
南信県税事務所	南税
南信県税事務所飯田事務所	南税飯
中信県税事務所木曾事務所	中税木
中信県税事務所	中税
中信県税事務所大町事務所	中税大
総合県税事務所	総税
総合県税事務所北信事務所	総税北
短期大学	短大

に、

上小農業改良普及センター	上小改	を
上田農業改良普及センター	上田改	に、
下伊那農業改良普及センター	下伊改	を
南信州農業改良普及センター	南改	に、
北安曇農業改良普及センター	北安改	を
北アルプス農業改良普及センター	北ア改	に改め、同

表の備考の2中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、「地域政策課」にあっては「政」の文字を削る。

別表第4の庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「及び人事課コンプライアンス推進室」を削り、「(人事課コンプライアンス推進室)」を「(人事課)」に改める。

様式第5号の本庁・地方事務所用中「(本庁・地方事務所等用)」を「(本庁・地域振興局等用)」に改め、同様式の所用の備考中「本庁・地方事務所等用」を「本庁・地域振興局等用」に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第13号

本庁内部部局  
現 地 機 関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

南信州地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
木曾地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
松本地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	環境課	環境保全係 廃棄物対策係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利係 防災係 基盤整備係 地域整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 治山林道係 治山係
	商工観光課	振興係 工業係
北アルプス地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理計画係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
長野地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	環境課	環境保全係 廃棄物対策係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利係 防災第一係 防災第二係 基盤整備係 地域整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 治山林道係 治山係
	商工観光課	振興係 工業係
北信地域振興局	総務管理課	総務係 県民生活係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
東信県税事務所 南信県税事務所		管理係 収税係 課税第一係 課税第二係
東信県税事務所 上田事務所 南信県税事務所 諏訪事務所 南信県税事務所 飯田事務所		管理係 収税係 課税係

総合県税事務所 北信事務所		
中信県税事務所 木曾事務所 中信県税事務所 大町事務所		管理・課税係 収税係
中信県税事務所 総合県税事務所		管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 課税第一係 課税第二係

別表第4の保健福祉事務所の項中「除く。」の次に「伊那においては、生活衛生係及び食品・動物衛生係」を加え、同表の上小農業改良普及センター 北信農業改良普及センターの項中「上小農業改良普及センター」を「上田農業改良普及センター」に改め、同表の諏訪農業改良普及センター 木曾農業改良普及センター 北安曇農業改良普及センターの項中「北安曇農業改良普及センター」を「北アルプス農業改良普及センター」に改め、同表の下伊那農業改良普及センター 長野農業改良普及センターの項中「下伊那農業改良普及センター」を「南信州農業改良普及センター」に改め、同表の飯田建設事務所の項中「用地第二係」を「用地第二係 用地第三係」に改め、同表の木曾建設事務所の項中「整備課」を「整備・建築課」に、「整備第二係」を「整備第二係 建築係」に改め、同表の大町建設事務所の項中「整備課」を「整備・建築課」に、「整備第三係」を「整備第三係 建築係」に改める。

行政改革課